

由仁町広告掲載取扱要綱

平成20年9月30日

告示第56号

- 改正 平成21年4月9日告示第32号
- 改正 平成21年7月7日告示第44号
- 改正 平成22年3月1日告示第14号
- 改正 平成22年5月24日告示第32号
- 改正 令和5年11月6日告示第81号
- 改正 令和7年11月17日告示第81号

(趣旨)

第1条 この要綱は、由仁町（以下「町」という。）が掲載する広告（以下「広告」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 広報ゆに
- (2) 由仁町ホームページ
- (3) その他町長が広告掲載を認めるもの

(広告の範囲)

第3条 掲載する広告は、町の広報媒体としての品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、町民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に類するもの

- (4) 人材募集に見せかけたもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 他者を誹謗・中傷する内容を含むもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号の適用を受ける業種及び類似する業種
- (8) 商品先物取引、訪問販売及び消費者金融に類するもの
- (9) その他、町長が不適切と認めるもの

(広告の掲載位置)

第4条 広告の掲載位置は、広告媒体ごとに町長が指定するものとする。

(広告の枠数及び規格)

第5条 広告の枠数及び規格は、次のとおりとする。

広告媒体	種別	規格	枠数
広報ゆに	1種	縦54mm×横86mm (1色刷り)	1種、2種にかかわらず、1種の規格でおおむね4枠
	2種	縦54mm×横180mm (1色刷り)	
	3種	縦268mm×横57mm (1色刷り)	最大2枠
	4種	縦132mm×横180mm (1色刷り)	最大2枠
由仁町ホームページ	1枠	大きさ縦70ピクセル×横164ピクセル、画像形式JPG、PNG、GIF形式（アニメーション不可）、容量20KB以内	最大10枠

(広告掲載料金)

第6条 広告の掲載料金は、次のとおりとする。

広告媒体	種別	掲載料金
広報ゆに	1種	1回 5,000円
	2種	1回 10,000円
	3種	1回 15,000円
	4種	1回 25,000円
由仁町ホームページ	1枠	1月 5,000円

2 町内に事業所等を有する場合は、次のとおり割り引くこととする。

広告媒体	種別	掲載料金	
由仁町ホームページ	1枠	6か月以上12か月未満連續の掲載	25%割引
		12か月以上連續の掲載	50%割引

(広告の掲載募集)

第7条 広告掲載の募集は、広報又はホームページにより行うものとする。

(広告掲載の申込)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」とする。）は、「由仁町広告掲載申込書」（別記様式第1号）に掲載しようとする広告の原稿等を添えて、町長に提出するものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条に規定する申込書を受理したときは、広告掲載の可否を決定し、「由仁町広告掲載許可（不許可）決定通知書」（別記様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料金の納入)

第10条 前条の規定により許可決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料金を町長が指定する期日までに指定する方法により納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、町長が指定する方法により広告原稿を作成し、町長に提出しなければならない。

2 広告主は、広告原稿を町長が指定する期日までに提出しなければならない。

3 広告の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

(広告の内容変更)

第12条 広告主は、広告の内容を変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の内容を変更するときは、「由仁町広告掲載変更申込書」（別記様式第3号）に変更内容を記載し、町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申込書を受理したときは、広告掲載変更の可否を決定し、「由仁町広告掲載変更許可（不許可）決定通知書」（別記様式第4号）により、広告主に通知する。

4 広告主は、広告の内容変更に伴い掲載広告を変更するときは、第5条及び第11条の規定により広告原稿を提出しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、「由仁町広告掲載取下げ申出書」（別記様式第5号）を、町長に提出するものとする。

3 第1項の規定により、広告の掲載を取り下げたときは、既に納付した広告掲載料金は還付しない。なお、この場合において、広告主に何らかの損害があったとしても、町長はその損害を賠償する責は負わないものとする。

(広告主の責任)

第14条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主は、広告掲載後その責めに帰すべき理由により町長に

損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(広告掲載料金の還付)

第15条 広告掲載料金は還付しない。ただし、町長の都合により

広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主に通知することなく広告掲載の許可決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料金を納付しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告掲載内容が、広告掲載申込時から変更され、第3条の規定に反する状態に至っていると町長が判断したとき。
- (4) その他、広告主に関する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適当であると町長が判断したとき。

(審査機関)

第17条 第9条に規定する広告掲載の可否について審査するため、由仁町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長及び委員で構成する。
- 3 委員長は地域活性課長を、委員は総務課長、産業振興課長、建設水道課長及び住民課長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第18条 委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 6 前各項の規定にかかわらず、広告掲載内容が、第3条の規定に抵触するおそれのないものについては、文書の持ち回りをもって会議の開催に代えることができる。この場合において、会議には全委員が出席したものとみなし、第4項の規定を適用する。

(庶務)

第19条 委員会の庶務は、地域活性課において担当する。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年4月9日告示第32号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月7日告示第44号）

この要綱は、平成21年7月7日から施行する。

附 則（平成22年3月1日告示第14号）

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成22年5月24日告示第32号）

この要綱は、平成22年5月31日から施行する。

附 則（令和5年11月6日告示第81号）

この要綱は、令和5年11月6日から施行する。

附 則（令和7年11月17日告示第81号）

この要綱は、令和7年11月17日から施行する。